

市貝町下水道事業経営戦略

公共下水道事業

令和2年2月
市貝町建設課

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 経営の基本方針	2
3. 投資・財政計画(収支計画)	3
(1) 投資・財政計画(収支計画)	3
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明	3
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	3
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
別紙添付	
投資財政計画表(収支計画)	5
経営比較分析表	7

市貝町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 市貝町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度(15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	2563.92(人/km ²)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1区(市貝処理区)		
処理場数	1箇所(市貝町水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成23年度に全体計画の見直し、下水道計画区域面積80.0haの削減を行った。 下水道区域外については、合併処理浄化槽を整備していくこととした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m ³ まで: 1,320円 超過使用料 10m ³ を超え 20m ³ まで: 1m ³ につき176円 20m ³ を超え 30m ³ まで: 1m ³ につき187円 30m ³ を超え 50m ³ まで: 1m ³ につき198円 50m ³ を超え 100m ³ まで: 1m ³ につき209円 100m ³ を超えるもの : 1m ³ につき220円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場用 基本使用料 200m ³ まで: 10,476円 超過使用料 200m ³ から: 1m ³ につき42円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時用 1m ³ につき198円				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,016 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	2,976 円
	平成29年度	3,016 円		平成29年度	3,040 円
	平成30年度	3,016 円		平成30年度	3,136 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1課4係12名(都市計画係4名)
事業運営組織	建設課は令和元年度現在で、課長1名、道路等の管理担当2名、事業担当2名、地籍調査担当3名並びに公共下水道事業の所管である都市計画係4名の現在12名体制である。 都市計画係の4名で公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業を分担している状況である。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務(水質検査、汚泥成分検査等含む)、電気設備管理業務、脱水汚泥収集運搬業務を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえて包括的民間委託等を検討していく予定であり、指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえ包括的民間委託等を検討していく予定であり、PPP・PFI制度については未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用については未検討である。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在の未利用地については、今後管渠整備の進捗に合わせてODの増設を予定している。 また、全体計画変更時に不用となった土地については、災害対策施設を建設する方針を定めている。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表を添付すること。

<p>令和元年度に策定・公表した、平成30年度決算「経営比較分析表」を添付。 この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。 ※直近の経営比較分析表を、市員町ホームページ内で公表している。https://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=38496</p>
--

2. 経営の基本方針

<p>1) 適切で計画的な事業執行 これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)の大きな負担や維持管理の増加傾向から厳しい経営を迫られている。限られた財政状況の中で、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていく。また、将来的には、公営企業会計適用により独立採算制及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるように検討していく。</p> <p>2) 効率的な事業執行 業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図り、他団体で採用している「包括的民間委託」や「広域化」等の実績を精査し、採用していくことでより効率的な民間活用について検討していく。</p> <p>3) 収入の確保と負担の適正化 財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計からの負担区分を明確にして適正化を図る。また、収入の確保のために使用料賦課業務を委託している芳賀中部上水道企業団と密接に連携を取りながら使用料を確実に徴収すると共に、国及び企業債の資金と的確に調達していく。</p> <p>4) 水洗化の促進 公共用水域の水質保全のため、水洗便所等改造資金融資あっせん制度等を活用し、公共下水道未接続者への周知等を行い、水洗化率の向上に努める。</p>

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
 ※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>1) 投資の目標に関する事項 管渠築造工事について、平成27年度に策定した「市貝町生活排水処理構想」で令和17年度完了を目標年度としている。</p> <p>2) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 補助事業として、毎年度管渠築造工事を計画している。なお、現事業計画では未計画であるが、事業の進捗に合わせてODの増設を計画している。また、単独事業として公共ます設置工事等を申請状況により実施していく。</p>
--

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>1) 財源の目標に関する事項 補助事業に係る国庫補助金並びに企業債収入を毎年度計画し、一般会計からの繰入金に関しては、元利償還金分の繰入基準を遵守した繰入を実施するものとする。</p> <p>2) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 市貝町公共下水道の現在の整備率は現在の全体計画区域250haに対し、約97.6haと約39.04%の整備率となっている。今後の整備に伴い、使用人口が増加することから使用料収入は現在と比較して増加してくるものと考えられる。しかし、人口減少により整備後の増加に対しては厳しい状況となることが予想されることから、収納率の向上並びに水洗化の促進を図ることにより、増収できるように計画をしていく。また、使用料の改定については、現段階では現状維持で計画している。</p> <p>3) 企業債に関する事項 補助事業については、事業費の1/2の90%、単独事業については事業費の95%の発行可能限度額で計画している。償還計画については、一般会計の負担を考慮して償還期間及び据置期間を適正に設定する。</p> <p>4) 繰入金に関する事項 一般会計からの繰入金については、元利償還に充てる繰入のみで基準内で算定している。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>1) 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど） 現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえて包括的民間委託等を検討していく予定であるが、現状では経費削減につながるかは不透明なため、現在の委託費用に処理量増加に伴う加算分を加味して算定した。</p> <p>2) 動力費に関する事項 処理水量の増加の割合と、それに伴う経費増の割合が必ずしも一致しないことから、令和2年度は予算ベースで算定し、以降は過去5年間の平均から算定した。</p> <p>3) 修繕費に関する事項 令和2年度は予算ベースで算定し、以降は過去5年間の平均から算定した。</p>
--

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	市貝町の公共下水道事業については、1処理区のみであり現状の計画を維持していく考えである。
投資の平準化に関する事項	平成16年度の供用開始から約15年が経過し、処理場の機器設備等で更新工事が必要となってきた。計画期間中の10年以内に耐用年数が超える施設があることから、計画的な施設の延命化及び改築費用の最適化・平準化を図る必要がある。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえて包括的民間委託等を検討していく予定である。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	財政・投資計画のとおり、計画期間中については黒字収支を確保できるため使用料の見直しの計画はない。しかしながら、施設の修繕等の状況を考慮しながら柔軟に対応する。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用については、現在のところ計画はない。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していく。また、使用料の収入増を図るため普及啓発活動に努めていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえ包括的民間委託等を検討していく予定である。
職員給与費に関する事項	職員給与については、現在一般会計で負担しており、変更の予定はない。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討していく。
薬品費に関する事項	施設維持管理委託契約の中で薬品については対応しており、適正かつ効率的な薬品使用に努め削減可能か検討していく。
修繕費に関する事項	修繕計画等を策定し、費用の平準化に努める。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減及び効率化に努める。
その他の取組	水洗化の促進、収納率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでいく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、5年ごとの見直しえを行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。
---------------------	--

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収入	1 総収入	118,017	123,699	125,983	129,608	124,281	124,281	125,534	125,937	125,928	125,192	125,374	125,593
	(1) 営業収入	31,072	32,054	31,845	31,945	31,729	31,729	31,860	31,822	31,817	31,791	31,804	31,819
	ア 料金収入	31,027	31,578	31,800	31,900	31,576	31,576	31,686	31,708	31,689	31,647	31,661	31,678
	イ 受託工事収入												
	ウ その他	45	476	45	45	153	153	174	114	128	144	143	141
	(2) 営業外収入	86,945	91,645	94,138	97,663	92,552	92,552	93,673	94,116	94,111	93,401	93,570	93,774
	ア 他会計繰入金	86,279	89,427	93,138	96,663	91,331	91,331	92,341	92,961	92,925	92,178	92,347	92,550
	イ その他	666	2,218	1,000	1,000	1,221	1,221	1,332	1,155	1,186	1,223	1,223	1,224
	2 総費用	45,927	47,210	45,667	51,298	47,526	47,526	47,845	47,972	48,433	47,860	47,927	48,008
	(1) 営業費用	20,026	21,245	21,300	28,000	22,643	22,643	23,166	23,550	24,000	23,200	23,312	23,446
ア 職員給与と退職手当													
イ その他	20,026	21,245	21,300	28,000	22,643	22,643	23,166	23,550	24,000	23,200	23,312	23,446	
(2) 営業外費用	25,901	25,965	24,367	23,298	24,883	24,883	24,679	24,422	24,433	24,660	24,615	24,562	
ア 支払利息	25,710	24,867	24,167	23,098	24,461	24,461	24,211	24,079	24,082	24,255	24,213	24,164	
イ その他	191	1,098	200	200	422	422	469	343	371	405	402	398	
3 収支差引(A)-(D)-(E)	72,090	76,489	80,316	78,310	76,755	76,755	77,688	77,965	77,965	77,495	77,332	77,447	77,585
資本的収入	1 資本的収入	116,210	128,295	123,830	88,624	114,240	114,240	113,846	110,956	108,381	112,332	111,951	111,493
	(1) 地方債	68,900	70,500	70,000	53,200	65,650	65,650	65,000	63,900	62,680	64,576	64,361	64,103
	うち 資本費平準化債												
	(2) 他会計補助金												
	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金	40,000	50,000	47,500	31,500	42,250	42,250	42,700	41,240	39,988	41,686	41,573	41,437
	(6) 工事負担金	7,310	7,795	6,330	3,924	6,340	6,340	6,146	5,816	5,713	6,071	6,017	5,952
	(7) その他												
	2 資本的支出	180,054	199,079	195,471	145,235	179,960	179,960	179,941	176,113	172,242	177,643	177,180	176,624
(1) 建設	119,485	134,703	126,500	71,670	113,090	113,090	111,810	107,232	103,378	109,720	109,046	108,237	
うち 職員給与													
(2) 地方債償還金	60,569	64,376	68,971	73,565	66,870	66,870	68,131	68,881	68,863	67,923	68,134	68,386	
(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金													
(5) その他													
3 収支差引(F)-(G)	△ 63,844	△ 70,784	△ 71,641	△ 56,611	△ 65,720	△ 65,720	△ 66,095	△ 65,157	△ 63,861	△ 65,311	△ 65,229	△ 65,131	

収支再差引	(E)+(I)	(J)	8,246	5,705	8,675	21,699	11,035	11,035	11,593	12,808	13,634	12,021	12,218	12,455
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)		24,253	27,153	32,858	41,533	63,232	74,267	85,303	96,896	109,703	123,337	135,358	147,576
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	32,499	32,858	41,533	63,232	74,267	85,303	96,896	109,703	123,337	135,358	147,576	160,031
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字	(P)	32,499	32,858	41,533	63,232	74,267	85,303	96,896	109,703	123,337	135,358	147,576	160,031
(N)-(O)	赤字	(Q)												
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		111%	111%	110%	104%	109%	109%	108%	108%	107%	108%	108%	108%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	31,072	32,054	31,845	31,945	31,729	31,729	31,860	31,822	31,817	31,791	31,804	31,819
地方財政法による 資金不足の比率	($\frac{(R)}{(S)} \times 100$)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	($\frac{(T)}{(V)} \times 100$)													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)		1,436,421	1,442,542	1,419,322	1,423,200	1,420,000	1,414,000	1,410,000	1,409,000	1,398,000	1,387,000	1,375,000	1,350,000

○他会計繰入金

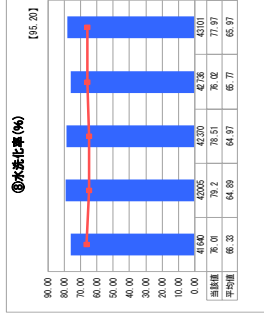
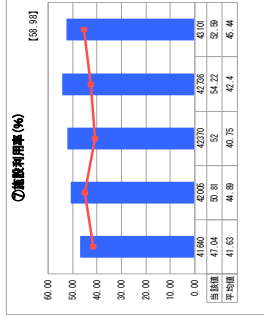
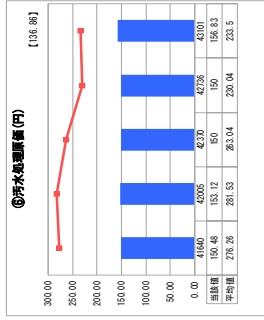
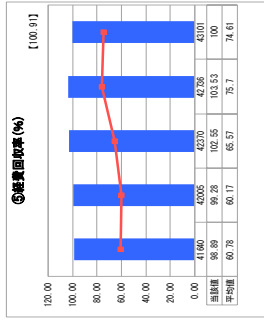
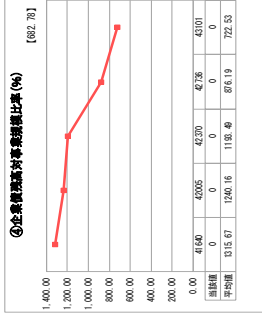
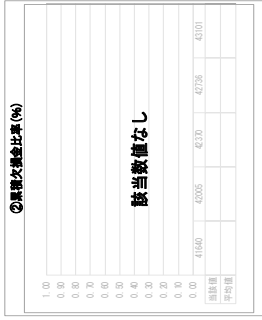
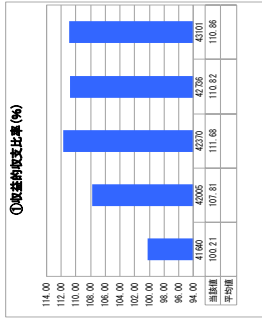
区分	年度										(単位:千円)									
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分	86,279	86,279	89,427	89,427	93,138	96,663	91,331	91,331	92,341	92,341	93,138	96,663	91,331	91,331	92,341	92,961	92,925	92,178	92,347	92,550
うち基準内繰入金	86,279	86,279	89,427	89,427	93,138	96,663	91,331	91,331	92,341	92,341	93,138	96,663	91,331	91,331	92,341	92,961	92,925	92,178	92,347	92,550
うち基準外繰入金																				
資本的収支分																				
うち基準内繰入金																				
うち基準外繰入金																				
合計	86,279	86,279	89,427	89,427	93,138	96,663	91,331	91,331	92,341	92,341	93,138	96,663	91,331	91,331	92,341	92,961	92,925	92,178	92,347	92,550

経営比較分析表 (平成30年度決算)

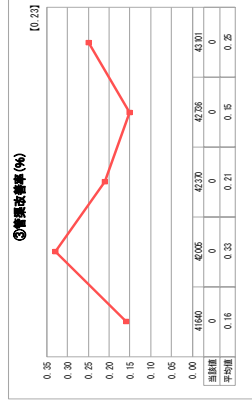
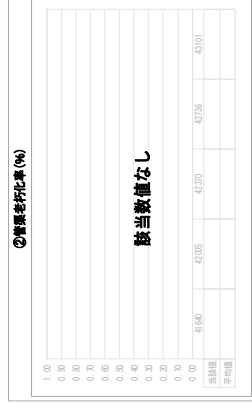
栃木県 市員町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公下水水道	00-3	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本剰余比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1ヶ月20m ³ 単1戸単料金 (円)
-	該当数値なし	21.13	77.20	3,016
グラフ例	当類似団体 (当該値)	面積 (㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/㎡)
- 類似団体平均値 (平均値)	- 類似団体平均値 (平均値)	64.25	11,816	183.91
【 平成30年度全国平均	【 平成30年度全国平均	0.97	2,487	2,553.92

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

市員町公下水水道事業は、平成16年度に供用開始して以来、現在も整備を進めている事業である。現在は全体計画整備面積250haのうち97.8haを供用開始の箇所を以ており、処理人口は計画区域内人口6,100人に対して2,487人となっている。毎年整備を進め、処理人口が増加しているため、費用収入も年度差はあるが増加している。

年度間の収益的収支については、同収支比率は例年100%を上回る数値で推移しているが、突発的な修繕等での支出が多い年度に関しては、100%を下回る年度が出てしまうため、突発的な修繕が偏らないうように計画的な修繕を進め、安定した支出に努めていく。

また、下水道使用者の水化率については、例年75%前後の数値で推移している。これに関しては、供用開始後不降雨間も雨水区域の水化率が低いため、今後の費用収入増加のためにも公下水水道の普及促進に努めていきたい。

2. 老朽化の状況について

市員町の公下水水道施設は、平成16年度に供用開始したため、施設並びに管渠についての新しい老朽化は見られていないが、管内に設置されている集気設備関係の老朽化は見られ始めている。今後の修繕等を考慮し長寿命化計画を策定し、定期的な施設機器や管渠等の更新が必要である。

全体総括

公下水水道事業については、整備が進められており、それにより毎年計画面積及び処理人口が増加し、それに伴い費用収入も増加している。また、老朽化の老朽化は見られ始めているが、今後の修繕等を考慮し長寿命化計画を策定し、定期的な施設機器や管渠等の更新が必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。